

平成25年度つくば市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度つくば市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	78,600 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	22,695 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	62,178 m ³ /日
(4) 建 設 改 良 事 業	1,510,670 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	4,316,022 千円
第 1 項 営 業 収 益	3,894,032 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	421,990 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	4,747,496 千円
第 1 項 営 業 費 用	4,338,345 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	393,185 千円
第 3 項 特 別 損 失	5,466 千円
第 4 項 予 備 費	10,500 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,371,684千円は、過年度分損益勘定留保資金1,333,566千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,118千円で補てんするものとする。)

収 入	
第 1 款 資本的収入	1,176,165 千円
第 1 項 負 担 金	40,670 千円
第 2 項 企 業 債 金	500,000 千円
第 3 項 国 庫 補 助 金	254,695 千円
第 4 項 分 担 金	380,800 千円
支 出	
第 1 款 資本的支出	2,547,849 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,510,670 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,026,679 千円
第 3 項 予 備 費	10,500 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1.資本的支出	1.建設改良費	中央配水場着水井及び流入管耐震化工事	265,650	25	189,000
				26	76,650

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
平成25年度 葛城配水場複写機賃貸借	平成26年度から平成30年度まで	330 千円
平成25年度 公用自動車賃貸借	平成26年度から平成32年度まで	2,028 千円
平成25年度 公用車メンテナンスリース(再リース)	平成26年度	137 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備費及び施設改良費	千円 500,000	普通貸借又は証券発行	年利4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えをすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 392,754 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
397,552千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、471千円と定める。

平成 25 年 2 月 22 日

つくば市長 市原 健一